

# 開設時間及び利用者負担金の改正について (お知らせ)

令和6年度から放課後児童クラブの開設時間と利用者負担金を改正します。

## 1. 開設時間

開設時間について、開所時間と延長利用時間の改定をします。

- 長期休業日等（夏休み等）や土曜日の開所時間を7時30分からとします。
- 18時30分から19時までの間の再延長利用を新設します。

⇒保護者の方の就労時間の都合により、早朝と夕方における開設時間拡大の要望をいただいております。

## 2. 利用者負担金

負担金について、基本料金と延長利用などの加算区分の改定をします。

※詳しくは、「募集要項」をご覧ください。

- 基本料金を7,500円（令和6年度は6,500円）とします。  
※学年・兄弟の有無等により異なります。

- 長期休業日等、土曜日の利用について、利用回数に応じた負担とします。  
⇒放課後のみ利用の月と、長期休業のある月において、同額の負担としていましたが、運営に係る経費が異なることから検討をいたしました。

- 延長利用の負担金を利用回数に応じた負担とします。  
⇒延長利用については、利用回数に関わらず定額としていたものを実態に応じた負担となるよう要望をいただいております。

放課後児童クラブを運営する上で、安全で安心して利用をいただける様、適切に事業が実施できる支援員の配置や施設の管理を行う必要があります。

継続した放課後児童クラブの設置ができますようご理解とご協力をお願いします。

☆問い合わせ先☆

市子ども福祉課 : 31-0243

美都地域総務課 : 52-2312